

短期入所生活介護 契約書

社会福祉法人 不二健育会
特別養護老人ホーム ケアポート板橋

施設利用者_____様(以下、「利用者」といいます)と介護老人福祉施設 ケアポート板橋(以下、「施設」といいます)は施設が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

○第1条(契約の目的)

- 1 施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
- 2 契約満了の 30 日前までに、利用者から施設に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されるものとします。

○第3条(短期入所生活介護計画)

- 1 利用期間が 4 日間以上の場合、施設は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。施設はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

○第4条(短期入所生活介護の内容)

- 1 施設は「短期入所生活介護計画」に沿って利用者に対し、居宅、食事、介護サービス、その他介護保険法令に定める必要な援助を提供します。所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの内容は【重要事項説明書】のとおりです。施設は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 施設は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 施設は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 施設は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、施設に申し入れることができます。その場合、施設は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

○第5条(サービスの提供の記録)

- 1 施設は、短期入所生活介護のサービス提供に関する記録を作成し、サービスの内容等を、利用者若しくはその家族に説明又は通知します。その記録は、短期入所生活介護の終了後 2 年間保管します。
- 2 利用者は、平日の午前9時から午後5時の間に施設内にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。(複写

物は実費頂きます。)

○第6条(利用料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を支払います。
- 2 施設は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日に利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を現金または口座引落としにて支払います。
- 4 施設は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

○第7条(利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、施設に対して、利用開始予定日の前日午後 5 時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後 5 時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、施設は、利用者に対して【契約書別紙】に定めるキャンセル料を請求する事ができます。この場合施設は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから 30 日以内に支払うものとします。

○第8条(利用期間中の中止)

- 1 利用者は、施設に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 施設は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

○第9条(料金の変更)

- 1 施設は、利用者に対して、利用開始前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、施設に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

○第10条(契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、施設に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 施設はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、施設は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30 日間の予告期間をおきます。
 - (1) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者が、施設及び施設従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為

があった場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合

○第11条(秘密保持)

- 1 施設及び施設従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 施設は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

○第12条(緊急時の対応)

- 1 施設は、現に短期入所介護の利用中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

○第13条(賠償責任・免責事由)

- 1 事業者は、サービスの提供に際して、施設の故意又は過失によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 2 本契約の有効期間中に利用者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合、その損害に対する事業者の賠償責任は免除されるものとします。
 - (1) 利用者が契約締結時にその身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者からの聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、施設及び施設従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (5) 天災・地震等の不可抗力に専ら起因して損害が発生した場合。

○第14条(連携)

- 1 施設は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○第15条(相談・苦情対応)

- 1 施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、

苦情等に対し、迅速に対応します。

○第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令・民法・老人福祉法・その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○第17条(裁判管轄)

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

< 事業者 >

所 在 地	東京都板橋区舟渡三丁目 4 番 8 号
事業者名称	社会福祉法人 不二健育会
施設名称	介護老人福祉施設 ケアポート板橋 (東京都 1371900893号)
代 表 者	理事長 竹川 節男

< 利用者 > 住 所

氏 名

< 代理人 > 住 所

氏 名
